

## 和東町総合保健福祉施設建設委員会運営要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例施行規則（令和3年規則第11号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、和東町総合保健福祉施設建設委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

## （委員の代理）

第2条 規則第2条第3号に規定する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に代理出席委任状（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員報酬と同額の謝金を支給することができる。

## （委員の欠席）

第3条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員長に委任状（様式第2号）を提出し、欠席することができる。

2 委員長は、定足数の算定において、書面による委任をされた者を出席とみなし、議事を開き、議事を決することができる。

## （書面による議決）

第4条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例（令和3年条例第18号）第6条の規定による会議の招集及び議決に代え書面により委員の意見を徴して、委員会の議事を決することができる。

（1）緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められる場合。

（2）災害の発生、感染症のまん延等により会議を開くことが困難と認められる場合。

2 委員長は書面議決の実施にあたり、返信期日を設定の上、書面議決に必要な資料及び書面議決を行うための様式を委員全員に送付するものとする。

- 3 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- 4 議決は、返信した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、前項の規定により委員会の議事を決したときは、その結果を委員に報告しなければならない。

#### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 会議を公開することにより非公開情報（和束町情報公開条例（平成17年条例第10号）第6条に規定する情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるとき。
  - (2) 会議の運営に支障が生じると認めるとき。

#### (傍聴)

第6条 会議の傍聴人の定員は、5名とする。ただし、委員長は会場の規模に応じて、定員を増減することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会場入り口の受付において、会議傍聴受付簿（様式第3号）に必要事項を記入するものとする。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定する。
- 3 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - (1) 凶器その他危険な物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びている者
  - (3) 拡声器、ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、プラカード、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害する恐れのある物を着用又は携帯している者
  - (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 4 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 私語や飲食等他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (3) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
  - (4) 携帯電話、パソコン等の電子機器から音を発生させないこと。
  - (5) 会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りではない。

- 5 傍聴人は、委員会の事務局員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴人が第4項に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

#### (会議録等)

第7条 会議における会議録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、委員長は、次のいずれかに該当するときは、会議録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
- (2) 会議録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- (3) 会議の運営に支障が生じると認めるとき。

#### (会議の開催の公表)

第8条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要性が生じた場合において、事前に公表する時間的余裕がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の公表は、ホームページへの掲載又は庁舎内掲示その他適当な方法で行うものとする。

#### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月 日 から施行する。

# 代理出席委任状

年 月 日

和東町総合保健福祉施設建設委員会 委員長 様

（申請者）

所属団体名 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

※氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、和東町総合保健福祉施設建設委員会運営要領第2条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、 年 月 日開催の第 回和東町総合保健福祉施設建設委員会の会議に関する職務を委任します。

記

（代理人）

所属団体名 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

※氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※署名又は記名押印

様式第2号（第3条関係）

# 委 任 状

私は、 年 月 日に開催される和東町総合保健福祉施設建設委員会における一切の権限を委員長に委任します。

年 月 日

和東町総合保健福祉施設建設委員会 委員長 様

和東町総合保健福祉施設建設委員会

委員 \_\_\_\_\_ 印

（署名又は記名押印）

様式第3号 (第6条関係)

和束町総合保健福祉施設建設委員会 会議傍聴受付簿

開催日時：

開催場所：

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			